

第122回佐世保市都市計画審議会開催結果について

1. 議案について

第1号議案 佐世保都市計画公園（4・4・1号 佐世保公園）の変更について【佐世保市決定】

第2号議案 特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について【付議事項】

平成28年11月21日（月）に開催した第122回佐世保市都市計画審議会において、上記議案が**原案のとおり議決**されました。

2. 議案内容について

●第1号議案 佐世保都市計画公園（4・4・1号 佐世保公園）の変更について【佐世保市決定】

当公園に隣接し、西九州自動車道の供用開始後有効活用されていない土地について、多様な交流を生み、住む人、訪れる人にとって憩いの場となるオープンスペースを確保するため、公園区域として追加するもの。

種別	面積	備考
地区公園	約4.8ha	修景施設・遊戯施設・休養施設・運動施設



●第2号議案 特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について【付議事項】

当該施設は、民間事業者による、産業廃棄物を減容処理する施設（中間処理施設）であり、原則として都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築することができない施設である。

ただし、周辺環境への配慮等を鑑み建築基準法第51条ただし書の適用を行い、長崎県都市計画審議会の議を経て、佐世保市がその敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築することができるため、長崎県都市計画審議会への付議に際し、佐世保市としての判断を行うため、佐世保市都市計画審議会の議を経るもの。

